

平成 25 年〇月〇日

国際会計基準審議会の議論内容及び
討議資料等の調査分析等に係る事務

民間競争入札実施要項（案）

金融庁

目次

1. 趣旨	1
2. 調査分析等事務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき調査分析等事務の質に関する事項	1
3. 実施期間に関する事項	5
4. 入札参加資格に関する事項	5
5. 入札に参加する者の募集に関する事項	6
6. 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項	8
7. 調査分析等事務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	10
8. 民間事業者が金融庁に報告すべき事項、秘密を適切に取り扱うために必要な措置その他、調査分析等事務の適切かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずるべき事項	10
9. 調査分析等事務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任等	16
10. 調査分析等事務の評価に関する事項	17
11. その他調査分析等事務の実施に際し必要な事項	17
別紙1 評価項目一覧表	19
別紙2 従来の実施状況に関する情報の開示	20

1. 趣旨

わが国においては、2010年3月期から、国際的な財務・事業活動を行う上場企業の連結財務諸表に限定して、国際会計基準の任意適用を認めており、強制適用の是非については、国際会計基準等の諸課題の状況を十分に見極めつつ判断することとされている。

こうした状況を踏まえ、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）における国際会計基準の策定、改訂等についての議論の動向を迅速かつ的確に把握し、わが国としての考え方を効果的に発信していくために、IASBの議論の内容及び関係資料の調査・分析を行うことを目的とする。

上記を踏まえ、金融庁は、公共サービス改革基本方針（平成24年7月20日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された「国際会計基準審議会の議論内容及び討議資料等の調査分析等に関する事務」（以下「調査分析等事務」という。）について、同方針に従って、民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるものとする。

2. 調査分析等事務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき調査分析等事務の質に関する事項

(1) 事務の概要

① 調査分析等事務の概要

IASBでの議論の状況を適時に把握するため、IASBが開催するIASB会議を傍聴し、国際会計基準の策定及び改訂等の動向に係る調査・分析を実施する。

② IASB会議の概要

- イ 正式名称： Board Meeting
- ロ 主催者： The International Accounting Standards Board（IASB）
日本語訳名： 国際会計基準審議会
- ハ 開催地： ロンドン（英国）
- ニ 会議使用言語： 英語
- ホ 開催時期： 8月を除く各月（例年）
- ヘ 会期： 2日から5日程度（平成23年度実績による）

(2) 民間競争入札の対象となる調査分析等事務の詳細な内容

① 事務を行う期間

平成25年9月1日（契約後）から平成30年3月31日までとする。

② 業務の引継

イ 金融庁は、調査分析等事務を受託した民間事業者が本事務を開始するまでの間に、金融庁が保有する委託事務実績報告書等を基に民間事業者に対して事務の引継を行うものとする。

- 契約期間の満了に伴い調査分析等事務が終了する場合には、金融庁は民間事業者から事務の引継を受けるものとする。この場合、金融庁は必要に応じて、受託した調査分析等事務が終了する前に、民間事業者に対し引継に必要な資料を求めることができ、民間事業者はその求めに応じるものとする。

③ I A S B会議出席

イ 内容

I A S Bでの議論の状況を適時に把握するため、主にロンドンで開催される I A S B会議を開催地において傍聴する。

以下 a ~ e の期間において開催される I A S B会議を出席対象とする。

なお、標準的な会議日数は、平成 22 年 10 月から同 24 年 2 月までの計 10 回の会議を平均し（平均会議日数 3.6 日）、それを基に標準的な会議日数を 4 日、旅行日数を 6 日と設定した。

a 平成 25 年 9 月から平成 26 年 3 月末までの期間

I A S B会議（開催地はロンドン。以下 b から e についても同じ）

会議参加回数：6 回（以下 b から e についてもそれぞれ 6 回）

1 会議あたりの標準的な旅行日数：6 日（以下 b から e についても同じ）

1 会議あたりの標準的な会議日数：4 日（以下 b から e についても同じ）

1 会議あたりの標準的な参加者数：1 人（以下 b から e についても同じ）

b 平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月末までの期間

c 平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月末までの期間

d 平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月末までの期間

e 平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月末までの期間

ロ 実施上の注意事項

a 会議資料の入手、会議への参加登録等出席に関する手配、支出の一切を受託業者の責任において行うこと。

b 会議における禁止行為については、受託者の責任において調査し、遵守すること。

c 会議出席者は、会議使用言語であることを踏まえ、英語のリスニング、リーディング能力を相当程度有し、かつ、企業会計全般について高度な専門知識を有する者とする必要があることに留意すること。

d 会議については、例年、8 月を除く月において、各月 1 回、年間 11 回開催されるが、どの月の会議に出席するかについては、上記イに指定する回数内において、受託業者が企画書において明らかにすること。

e 会議へ出席にあたり、あらかじめ会議資料を入手し、議題内容について分析した上で、会議へ出席すること。

④ I A S B会議の出張報告書作成

イ 内容

上記③に示す I A S B会議に出席した後、会議ごとに、傍聴内容、会議資料に基づき、議論の内容を調査・分析し、日本語により会議出張報告書を作成し、報告書作成後、速やかに金融庁に提出すること。

なお、会議出張報告書には、少なくとも以下の内容を盛り込むこと。

- a 会議日程に関すること
- b 会議における各検討項目の議論の概要
- c 会議における議論内容の理解のため参考となる資料の作成、添付

ロ 会議出張報告書の作成条件

- a 標準的な会議 1 回あたりの報告書は、A 4 縦、37 行、1 行あたりの文字数を 40 文字とし、11 ページ（表紙、目次、会議資料等の既存資料のページ数はカウントしない）とする。
- b 標準的な会議 1 回あたりの報告書作成に係る人日数（人×日数、1 日は 8 時間とする）は 20 人日とする。

ハ 実施上の注意事項

- a 提出された会議出張報告書は、各年度終了後、金融庁ホームページにおいて公表されることに留意すること。
- b 会議における議論内容について、会議における発言者の発言内容が不明瞭であるなど、会議出張報告書を作成するに当たり支障を来す点については、現地において運営スタッフに内容を確認するなど、適切な対応を行うこと。
- c 会議出張報告書は、会議終了後速やかに作成すること。

(3) 調査分析等事務の実施に当たり確保されるべき業務の質

調査分析等事務が確実に実施されるため、実施に当たる民間事業者には、以下の対応が求められる。

なお、金融庁は、調査分析等事務の実施に当たり確保されるべき業務の質の状況について、下記 8. (1)①に示す報告等により、モニタリングを行うものとする。

- ① 民間事業者は、下記 5. (2)②の企画書の内容等を踏まえて各年度に行うとする調査分析等事務の作業方針、スケジュールに沿って業務を確実にすること。
- ② 民間事業者は、各事業年度末までに、年度内に行った調査分析等事務の内容を取りまとめた委託事務実績報告書（紙媒体及び電子媒体各 2 部）を金融庁に納入すること。

(4) 契約の形態及び支払

- ① 契約の形態は請負契約とする。

- ② 金融庁は、請負契約の履行に関し、金融庁の指定する監督職員に民間事業者の業務の遂行を監督させ、又は、必要な指示をさせる。この場合、民間事業者は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。
- ③ 民間事業者は、請負契約に基づき実施する、各年度における上記(2)に掲げる調査分析等事務を終了したときには、速やかに成果物を金融庁に納入し、金融庁の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。
- ④ 金融庁は、民間事業者から③の規定による成果物の納入を受けた日から 10 日以内に、検査職員をして調査分析等事務の履行に関する検査を行うものとする。
- ⑤ 民間事業者は、④の検査に合格した時をもって各年度の業務を完了したものとする。
- ⑥ ④の検査の結果不合格となった場合、民間事業者は、検査職員の指示に従い、遅滞なく必要な修正を行い再度検査を受けなければならない。この場合において生じる一切の費用は、民間事業者の負担とする。
- ⑦ 民間事業者が各年度の業務を完了したときは、金融庁は、調査分析等事務の報酬として、あらかじめ請負契約により約定された各年度の請負報酬の額（以下「各年度の請負報酬の額」という。）を民間事業者の請求に基づき請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。請求金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。30 日以内に支払がないときは、金融庁は、支払時期到来の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣が定めた遅延利息の率で計算した遅延利息を、速やかに民間事業者に支払う。ただし、遅延利息の額に 100 円未満の端数があるとき、又はその金額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる（⑧に規定する部分払の場合についても同様とする）。
- ⑧ 民間事業者は、各年度の業務を完了する前に、各年度において既に終了した性質上不可分である業務に係る当該部分に対する契約金相当額（以下「契約金相当額」という。）について、部分払を請求することができる。金融庁は、民間事業者から部分払の請求があったときは、当該部分の業務の完了を確認するための検査を行った上で、調査分析等事務の報酬として、契約金相当額を民間事業者の請求に基づき請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。
- ⑨ ⑧の部分払の支払があった後、民間事業者が各年度の請負報酬の額を請求する場合には、⑦中「各年度の請負報酬の額」となるのは、「各年度の請負報酬の額から、既に部分払の対象となった契約金相当額を控除した額」とするものとする。
- ⑩ 金融庁は、民間事業者の業務の完了を確認するための検査の結果、適正な業務がなされていないと認められる場合には、調査分析等事務に係る契約金相当額の支払を行わない。その場合、金融庁は、民間事業者に対し、業務の改善策の作成・提出

を求めるものとする。

- ⑪ 金融庁及び民間事業者は、調査分析等事務において想定する、海外における各種会議の開催地、日程の変動等により、旅行費用及びそれに付随する人件費に大幅な増減が生じるおそれがあることから、協議によって、予算の範囲内で各年度の請負報酬の額の見直しを行うことができる。

3. 実施期間に関する事項

請負契約の契約期間は、平成 25 年 9 月 1 日（契約後）から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

契約期間は、下記(1)から(5)の 5 期に区分されており、それぞれの期における調査分析等事務の内容は上記 2. のとおり。

- (1) 平成 25 年度分 平成 25 年 9 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日
- (2) 平成 26 年度分 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日
- (3) 平成 27 年度分 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日
- (4) 平成 28 年度分 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日
- (5) 平成 29 年度分 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日

4. 入札参加資格に関する事項

- (1) 単独で調査分析等事務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業者（請負事業を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）として参加できる。その場合、入札書類提出時まで共同事業者を結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業者の構成員は、他の共同事業者の構成員となること、又は単独で参加することはできない。なお、共同事業者結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成し、入札書等と併せて提出することとし、必ず代表者が入札参加の手続きを行うこと。

- (2) 次の全ての要件を満たすこと。なお、共同事業者として入札する場合にも、全ての要件を構成員全員が満たしているものとする。

- ① 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 15 条において準用する法第 10 条（第 11 号を除く）に抵触しないものであること。
- ② 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に抵触しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のため法定代理人及び補佐人の同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ③ 予算決算及び会計令第 71 条の規定に抵触しない者であること。

- ④ 官庁から指名停止又は一般競争参加資格停止の措置を受けている期間中に該当しない者であること。
 - ⑤ 平成 25・26・27 年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」であって、「A」「B」「C」又は「D」の等級に格付された関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者、又は、当該競争参加資格を有しない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者であること。
 - ⑥ 本実施要項に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること。なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第 20 条第 1 項の契約を締結することとなった場合、確実に完了期限までに業務を実施・完了することができるとの意思表示を書面により証明することをいう。
 - ⑦ 金融庁の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等の金融庁の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
 - ⑧ 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (3) 入札の参加希望者は、上記(2)に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、入札参加申込書及び資格審査結果通知書（写）（以下「申込書等」という。）を金融庁へ提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

5. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札に係るスケジュール

- | | |
|------------|-------------------------|
| ① 入札公告 | 平成 25 年 5 月上旬頃 |
| ② 入札説明会 | 平成 25 年 5 月中旬頃 |
| ③ 質問受付期限 | 平成 25 年 5 月下旬頃 |
| ④ 申込書等提出期限 | 平成 25 年 6 月上旬頃 |
| ⑤ 入札書提出期限 | 平成 25 年 6 月下旬頃 |
| ⑥ 入札書類の審査 | 平成 25 年 6 月下旬～同年 7 月中旬頃 |
| ⑦ 落札予定者の決定 | 平成 25 年 7 月下旬頃 |
| ⑧ 契約締結 | 平成 25 年 8 月上旬～中旬頃 |
| ⑨ 業務の引継 | 平成 25 年 8 月中旬～同年 8 月下旬頃 |

(2) 入札の実施手続

① 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる書類を別に定める入札公告書及び入札仕様書に記載された期日と方法により、金融庁が指定する場所まで提出すること。入札書類を提出できる者は、金融庁から入札参加資格を認められた会社（法人）の代表者又は会社の代表者から委任状により入札権限を委任されている者とする。入札参加者の代理人が入札参加する場合は、委任状を金融庁へ提出すること。

イ 入札書

入札金額（入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約期間内全ての請負業務に対する報酬総額の 105 分の 100 に相当する金額）を記した書類

ロ 企画書

総合評価のための業務運営の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類

ハ 暴力団排除に関する書類

法第 15 条において準用する法第 10 条に規定する欠格事項のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類

② 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、次の事項を記載することとする。

イ 経理的基盤（次の書類を添付すること。）

- ・直近 2 期分の法人税確定申告書の写し（税務署受付印のある申請書一式。財務諸表も添付すること。）
- ・直近の決算期以降、入札日が属する月の前月末までの間の財務状況及び経営成績に関する資料
- ・申請月を含む向こう 6 か月間の資金繰り表

ロ 調査分析等事務の実施計画

- ・上記 3. に示す 5 期について、それぞれの期における事業計画
- ・経費の詳細な見積

ハ 調査分析等事務の実施体制

- ・業務遂行、業務責任体制（事務担当者名、これらの者の役割分担、責任者名）
- ・業務責任者と金融庁との連絡体制
- ・調査分析等事務の実施に当たり、その業務の一部について第三者に委託し又は請け負わせる場合には、業務の範囲、理由、委託先等に対する指導方法その他運営管理の方法

ニ 国際会計基準、その他企業会計全般に関する調査・研究等の実績（本入札の

公告日以前過去3か年分)

③ 入札説明後の質問受付

入札公告以降、金融庁において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明後に、金融庁に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行うこととし、金融庁は、入札説明書の交付を受けた者からの質問内容及び金融庁からの回答を入札説明書の交付を受けた全ての者に公開することができる。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

6. 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項

調査分析等事務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、企画書による評価と、調査分析等事務に係る入札価格に対する評価を総合した評価による方式（総合評価方式）によるものとする。落札者決定に当たっての質の評価項目の設定は、「評価項目一覧表」（別紙1）のとおりであり、評価は、金融庁内に設置する評価委員会において行う。

(1) 落札者を決定するための評価基準

① 技術評価点（合計100点）

技術評価は、提出された企画書の内容が、業務の趣旨に沿った実行可能なものであるか（必須項目審査：基礎点）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行い、下記イの基礎点に口の加点を加えた合計点を技術評価点とする。

イ 必須項目審査（基礎点）（35点）

次の必須項目について審査を行い、その全てを満たしている提案には基礎点35点を与え、その一つでも満たしていない場合は失格とする。

a 実施計画

- ・ 履行されるべき業務内容を全て満たした実施計画を立案しているか
- ・ 実施計画は具体的であるか 等

b 実施体制

- ・ 調査分析等事務を遂行可能である体制・人員が確保されているか
- ・ 金融庁との連絡体制が確立されているか
- ・ 再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者名が明確に示されているか 等

ロ 加点項目審査（65点満点）

次の項目について、加点項目審査を行う。効果的な実施が期待できるかという観点から、基本的に、入札参加者の企画提案を相対評価することにより加点する。

加点項目ごとに入札参加者の企画書の内容を比較し、各入札参加者に対して次表の審査基準により得点を付与する（0点～10点）

審査基準（加点項目審査）

評価内容		得点
A	非常に優れている	満点
B	優れている	満点の4分の3
C	標準的である	満点の4分の2
D	相対的に劣る、又は記載なし	0点

※端数は切上げるものとする。

a 実施体制（0点～10点）

- ・ 業務遂行のため、企業会計全般に関して高度に専門的な知識を有する者を適切に配置しているか
- ・ 国際会計基準、その他企業会計全般に関する調査・研修等の実績（本入札の公告日以前過去3か年分）の有無、その内容

b 個別業務の実施方法（0点～10点）

- ・ IASB会議における議論内容を正確に把握し、記録するための工夫が示されているか
- ・ IASB会議における議論の背景、周辺事情を報告書に盛り込むための工夫が示されているか 等

c その他（0点～4点）

- ・ 業務を効果的、効率的に実施するための創意工夫等が示されているか（事業全体の見直しに関する提案も含む）

② 入札価格点（50点）

入札価格に係る評価点については以下の計算方法により、入札参加者が提示した入札価格に応じて得点が計算される。なお、入札価格に係る得点配分は50点とする。

$$(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{入札価格に係る得点配分}$$

(2) 落札者の決定

- ① 上記(1)①イの必須項目を全て満たし、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、技術評価点及び入札価格点の合計（総合評価点）が最も高い者を落札者とする。
- ② 必須審査項目を全て満たしている者のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- ③ 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結する

ことが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合は、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とすることがある。

- ④ 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。また、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない金融庁の職員にくじを引かせ落札者を決定する。
- ⑤ 金融庁は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

(3) 落札者が決定しなかった場合の措置

金融庁は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、入札条件を見直し、再度入札公告に付することとする。

再度の入札公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は再度の入札公告によると調査分析等事務の実施の準備に必要な期間を確保することができない等のやむを得ない事情がある場合には、調査分析等事務を自ら実施すること等ができる。この場合において、金融庁はその理由を公表するとともに、官民競争入札監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告する。

7. 調査分析等事務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項 別紙2のとおり。

8. 民間事業者が金融庁に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他、調査分析等事務の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が構ずるべき事項

(1) 民間事業者が金融庁に報告すべき事項等

① 報告等

調査分析等事務が適正に履行されていることを確認するため、民間事業者は、委託事務実績報告書の提出とは別に、下記イ及びロの報告を金融庁に行うものとする。

また、金融庁は、当該報告を受け、業務の適切かつ確実な実施を確保するため、必要に応じ民間事業者との意見交換の場を設けるものとする。

イ 民間事業者は、それぞれの期における事業開始日から起算して6か月を経過する時、経過の日から1か月以内に、調査分析等事務の実施状況を金融庁に報告しなければならない。

なお、第1期（平成25年度）については、事業開始日から起算して3か月を経過する時、経過の日から1か月以内に、調査分析等事務の実施状況を金融庁に報告しなければならない。

ロ 民間事業者は、上記 2. (4)⑧の部分私の請求を行う場合において、当該請求に係る経費について、当該業務を終了した日が属する月の翌月末までに、調査分析等事務の実施状況を金融庁に報告しなければならない。

② 公表等

金融庁は、民間事業者から受けた報告について取りまとめの上、事業年度の翌年度の 5 月末までに公表するとともに、監理委員会に報告するものとする。

③ 調査

金融庁は、調査分析等事務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 26 条第 1 項に基づき、民間事業者に対して、必要な報告を求め、又は事務所等に立ち入り、調査分析等事務の実施の状況若しくはその帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする金融庁の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携行し、関係者に提示するものとする。

④ 指示

金融庁は、調査分析等事務を適正かつ的確に実施させるために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

なお、上記によらず、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、指示を行うことができるものとする。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

① 民間事業者は、調査分析等事務に関して金融庁が開示した情報等（周知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報（以下「秘密情報」という。）を漏えいしてはならない。

② 民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員、その他の調査分析等事務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密情報を漏らし、又は盗用してはならない。

③ 秘密情報を調査分析等事務以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

④ 民間事業者は、自らの従事者その他の者に対して、上記①から③の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

⑤ 上記①から④の規定は、請負契約終了後においても適用されるものとする。

(3) 談合等の不正行為に係る違約金

① 民間事業者は、請負契約に関して、民間事業者又は民間事業者の代理人が次のいずれかに該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を金融庁に提出

しなければならない。

イ 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（平成 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

ロ 民間事業者又は民間事業者の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

② 民間事業者は、請負契約に関し、次のいずれかに該当するときは、金融庁が請負契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、金融庁の請求に基づき、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を金融庁が指定する期日までに支払わなければならない。

イ 公正取引委員会が民間事業者又は民間事業者の代理人に対し、独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第 66 条第 4 項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

ロ 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第 66 条第 4 項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

ハ 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

ニ 民間事業者又は民間事業者の代理人が刑法第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

③ 民間事業者は、上記②のニに規定する場合に該当し、かつ、次のいずれかに該当するときは、上記②の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として、金融庁が指定する期日までに支払わなければならない。

イ 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項及び第 7 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第 66 条第 4 項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定し

たとき。

ロ 当該刑が確定したときにおいて、民間事業者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

ハ 民間事業者が金融庁に対し、独占禁止法に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

④ 民間事業者は、契約の履行を理由として、上記②③の違約金を免れることができない。

(4) 契約に基づき民間事業者が講ずるべき措置

① 調査分析等事務の開始及び中止

イ 民間事業者は、締結された本契約に定められた事業開始日に調査分析等事務を開始しなければならない。

ロ 民間事業者は、やむを得ない事由により調査分析等事務を中止しようとするときは、あらかじめ書面をもって金融庁と協議の上、承認を受けなければならない。

② 金品等の授受の禁止

民間事業者は、正当な理由なく、調査分析等事務において金品等を受け取ることを又は与えることをしてはならない。

③ 宣伝行為の禁止

民間事業者及び調査分析等事務に従事する者は、金融庁の名称、ロゴなど用い、調査分析等事務以外の自ら行う業務の宣伝に用いてはならない（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合を除く）。また、自ら行う業務が金融庁における業務の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

④ 法令の遵守

民間事業者は、調査分析等事務を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

⑤ 安全衛生

民間事業者は、調査分析等事務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑥ 記録及び帳簿

民間事業者は、調査分析等事務の実施状況に関する記録及び帳簿書類を作成し、調査分析等事務を終了し又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、それらの記録及び帳簿書類を保管しなければならない。

⑦ 権利の譲渡等の禁止

イ 民間事業者は、請負契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を、金融庁の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

ロ 民間事業者は、調査分析等事務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利に抵触するときは、その責任において必要な措置を講じなければならない。

⑧ 権利義務の帰属等

イ 印刷物の製作上で発生した著作権及び電子データ等の所有権は金融庁に帰属する。

ロ 民間事業者は、調査分析等事務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、金融庁の承認を受けなければならない。

⑨ 契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、調査分析等事務を実施するに当たり、金融庁の許可を得ることなく自ら行う事業又は金融庁以外の者との契約（金融庁との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

⑩ 再委託の取扱い

イ 全部委託の禁止

民間事業者は、調査分析等事務の実施に当たり、業務の全部を一括して第三者に請け負わせ、又は委託してはならない。

ロ 再委託等の合理性等

民間事業者は、調査分析等事務の実施に当たり、業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委託（以下「再委託等」という。）してはならない。ただし、あらかじめ企画書において、再委託等の相手方の商号又は名称及び所在地、再委託等の理由（合理性及び必要性）、再委託等の内容及び範囲、再委託等の相手方との契約金額、作業範囲の考え方、再委託先の業務履行能力並びに指導方法その他の運営管理の方法を記載する場合はこの限りではない。

ハ 契約後の再委託

民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、上記ロに記載の再委託に関する事項を記載した書面を金融庁に提出し、金融庁の書面による承認を受けなければならない。

ニ 再委託先からの報告

民間事業者は、上記ロ又はハにより再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。

ホ 再委託先の義務

再委託先は、上記(2)及び(4)②から⑨までに掲げる事項について、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

ヘ 民間事業者の責任

再委託先の事業者の責めに帰すべき事由は、受託事業者の責めに帰すべき事由とみなして、受託事業者が責任を負うものとする。

⑪ 契約内容の変更

民間事業者及び金融庁は、調査分析等事務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けなければならない。

⑫ 契約の解除

金融庁は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

イ 契約に違反したとき

ロ 期間内に契約を履行する見込みがないと認められるとき

ハ 金融庁に重大な損害又は危害を及ぼしたとき

ニ 履行の遅延があったとき

ホ 委託事務実績報告書の再検査を経ても検査に合格する見込みがないと金融庁が判断するとき

ヘ 業務における瑕疵が重大で契約の目的を達することができないとき

ト 監督官庁から営業許可等の取消し、停止等の処分を受けたとき

チ 経営の状況又は信用度が極度に悪化したとき

リ 自己の財産について、差押え、仮差押え 仮処分、強制執行、担保権の実行として競売等の申立てがあったとき

ヌ 自己又は債権者により破産、民事再生手続、会社更生手続の申立てがなされたとき、若しくは清算に入ったとき

ル 手形、小切手の不渡り等、支払停止、支払不能等の事由が生じたとき

ヲ 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき

ワ 暴力団員を業務統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき

カ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

ヨ その他、本要項に定める業務を遂行し得る契約者の条件を満たさなくなったとき

⑬ 契約解除時の取扱い

イ 契約解除時の請負報酬の支払

上記⑫に該当し、契約を解除した場合には、金融庁は民間事業者に対し、当該契約の解除の日までに調査分析等事務を契約に基づき実施した期間に係る請負報酬を支払う。

ロ 契約解除時の違約金と調査分析等事務の完了

上記イに該当する場合、民間事業者は、契約金額の 105 分の 100 に相当する金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として金融庁が指定する期日までに納付するとともに、金融庁との協議に基づき、調査分析等事務の処理が完了するまで

の間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

また、民間事業者が契約に違反した場合は、金融庁は契約解除をしない場合でも、民間事業者に対して契約金額の105分の100に相当する金額の100分の10に相当する金額を違約金として請求することができる。

ハ 延滞金

金融庁は、民間事業者が前項の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

ニ 損害賠償

金融庁は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

⑭ 不可抗力免責

落札事業者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により調査分析等事務の全部又は一部の履行が遅延または不能となった場合は当該履行遅延又は履行不能による責任を負わないものとする。

⑮ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と金融庁が協議するものとする。

9. 調査分析等事務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任等

調査分析等事務を実施するに当たり、民間事業者又はその職員その他調査分析等事務に従事する者が、故意又は過失により、第三者に損害を与えたときは、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

(1) 民間事業者に対する求償

金融庁が国家賠償法（平成22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、金融庁は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について金融庁の責めに帰すべき理由が存する場合は、金融庁が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 金融庁に対する求償

民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について金融庁の責めに帰すべき理由が存するときは、民間事業者は金融庁に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 調査分析等事務の評価に関する事項

(1) 調査分析等事務の実施状況に関する調査の時期

金融庁は、内閣総理大臣が行う評価の時期（平成 29 年 5 月頃を予定）を踏まえ、各年度の業務終了時点において、調査分析等事務の実施状況を調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

金融庁は、従来の実績と比較すること等により、質の維持向上が達成されたかを評価する（数値的な比較が可能な項目については定量的に評価する）。併せて、経費削減が達成されたかを確認する。

(3) 調査項目

- ① 企画書に記載した事務計画の達成度
- ② 各年度において実際に調査分析等事務の実施に要した経費

(4) 意見聴取等

金融庁は、調査分析等事務の実施状況等の調査を行うに当たり、必要に応じ、民間事業者から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

(5) 実施状況等の提出

金融庁は、調査分析等事務の実施状況等について、上記(1)の評価を行うため、平成 29 年 4 月を目途に内閣総理大臣及び監理委員会へ提出するものとする。

11. その他調査分析等事務の実施に際し必要な事項

(1) 調査分析等事務実施状況等の監理委員会への報告及び公表

金融庁は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 金融庁の監督体制

本契約に係る監督は、契約担当官等が自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。本業務の実施状況に係る監督は、上記 8. により行うこととする。

(3) 民間事業者の責務

- ① 法第 25 条第 2 項の規定により、調査分析等事務に従事する者は、刑法（明治 40

年法律第 45 号) その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

- ② 法第 54 条の規定により、調査分析等事務の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される。
- ③ 法第 55 条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30 万円以下の罰金に処される。
- ④ 法第 56 条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑が処される。
- ⑤ 会計検査について民間事業者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査を受け、又は同院から資料・報告等の提出を求められ、若しくは質問を受ける場合がある。
- ⑥ 民間事業者は、調査分析等事務実施に当たっては、適用される法令、実施要領及び契約の規定に従って適切に行うこと。

(4) 評価委員会の開催

金融庁は、落札者決定のための評価、調査分析等事務の実施状況の評価等を行うに当たり、金融庁職員を構成員とする評価委員会を開催することとする。

大項目	中項目	新規性・創造性	評価項目	評価の観点	得点配分		提案事項番号
					基礎点	加 points	
1 実施計画							
1.1	実施計画		IASB会議を傍聴し、討議内容を記録するための実施計画(作業フロー、スケジュール等)は具体的であり、実施要項に示す要件を満たしているか。	基本的な調査実施計画	10	—	
			IASB会議出席後、傍聴、会議資料に基づき、議論の内容を調査・分析した会議出張報告書を作成するための実施計画(作業フロー、スケジュール等)は具体的であり、実施要項に示す要件を満たしているか。		10	—	
			明らかに実施が可能でないと認められる計画が含まれた内容となっていないか。		6	—	
2 実施体制							
2.1	実施体制 設備・環境		本業務を遂行可能な体制・人員が整備されているか。統括責任者、事業担当者等の事業遂行体制、役割分担等、責任の所在が明確に示されているか。また、再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者名が明確に示されているか。	基本的な組織体制	3	—	
			業務責任者と金融庁との連絡体制が確立されているか。		3	—	
			本業務を実施する場所、設備環境(電話、インターネット等)について、十分な体制が整備されているか。	基本的な設備環境	3	—	
2.2	専門性・能力		業務遂行のため、企業会計全般に関して高度に専門的な知識を有する者を適切に配置しているか。	専門性を有する職員の適切な配置	—	10	
			類似事業の受託実績があるか。	実務実績の有無	—	5	
3 個別業務の実施方法							
3.1	調査分析等		☆ IASB会議における議論内容を正確に把握、記録するための工夫が示されているか。	要求要件の実現性	—	10	
			☆ IASB会議における各種採決の状況(どのメンバーがどのような立場を取っているか)を正確に記録するための工夫が示されているか。	要求要件の実現性	—	8	
			☆ IASB会議における議論の背景、周辺事情を報告書に盛り込むための工夫が示されているか。	要求要件の実現性	—	10	
			☆ 会議における討議内容を正確に理解するため、現地においてIASBスタッフに内容を確認するなどの方策が示されているか。	要求要件の実現性	—	6	
			☆ IASB会議の資料や会議の結果を踏まえた適切な分析をするための工夫が示されているか。	要求要件の実現性	—	8	
3.2	各種報告書の作成・報告	☆	報告書の作成・報告を迅速に行うための体制が整っているか。	要求要件の実現性	—	4	
4 その他							
4.1	上記項目以外の相違工夫等	☆	上記の他、業務を効果的、効率的に実施するための創意工夫等が示されているか(事業全体の見直しに関する提案も含む)。	その他の工夫・取組	—	4	
					35	65	

☆創造性・新規性等を求める項目	50	—	50
上記以外の項目	50	35	15
技術点合計	100	35	65

従来の実施状況に関する情報の開示

※以下に記載する従来の実施状況は、実施要項に定める今回の入札対象業務に含まれない国際会議開催業務、翻訳業務、国際会議参加業務を含むものである。

1. 従来の実施に要した経費

(単位：円)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
人件費	常勤職員	—	—	—
	非常勤職員	—	—	—
物件費		—	—	—
委託費等	委託費定額部分	4,122,307	10,532,445	8,476,843
	成果報酬等	—	—	—
	旅費その他	—	—	—
計		4,122,307	10,532,445	8,476,843

(注記事項 1)

- (1) 各年度、業務の期間は9月～翌年3月までの7か月である。
- (2) 本業務は、平成 21 年度以前から業務の実施を一括して民間事業者へ委託した。
- (3) 平成 21 年度の委託費は同 22 年度、同 23 年度と比較して低額であるが、当時の対象業務であった IASB 公開草案等の翻訳業務が企画時の見込みより大きく縮小したことが主な理由である（後述 4. 注記事項(2) 参照のこと）。また、各年度の契約期間（契約日）の相違等により、国際会議への参加回数、参加日数等が異なることが委託費の変動に影響している。
- (4) 上記(3)の他、各年度の委託費の変動は、各年度における契約金額の相違に影響している。
- (5) 委託費の積算には、委託業務に係る人件費、旅費及び会議費が含まれる。主な内訳は下表＜委託業務内訳＞のとおりである。
- (6) 平成 24 年度の契約金額 8,514,660 円

＜委託業務内訳＞

(単位：円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
人件費	716,772	3,388,300	4,372,000
旅費(海外渡航費)	3,209,235	4,782,000	2,771,184
会議費(通訳費)	—	1,860,600	930,000
消費税	196,300	501,545	403,659
合計	4,122,307	10,532,445	8,476,843

(注記事項 2)

- (1) 人件費は主に IASB 公開草案等の翻訳業務に係るものであり、その変動理由は上記注記事項 1(3)のとおりである。
- (2) 旅費の変動理由は上記注記事項 1(3)のとおりであり、各年度の旅行回数は平成 21 年度は 6 回、同 22 年度は 7 回、同 23 年度は 5 回である。
- (3) 会議費の変動は各年度における通訳を必要とする国際会議への参加回数の差異による(平成 21 年度 0 回、同 22 年度 2 回、同 23 年度 1 回)。

2. 従来の実施に要した人員

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
常勤職員	—	—	—
非常勤職員	—	—	—

(1) 業務従事者に求められる知識・経験等

- ① 企業会計基準及び国際会計基準に関する知識
- ② 英文資料に基づく分析・調査ができること

(2) 業務の繁閑の状況とその対応

- ① IASB 会議(正式名称: Board Meeting。主催者は国際会計基準審議会(以下 IASB)という。)は、原則、毎月開催のため、随時対応が必要となった。
- ② 諸資料の翻訳と国際会議の開催は、IASB での検討の進捗に影響されるため、業務の発生時期・頻度は未確定であるが、諸資料の翻訳は業務委託期間を通じて発生した。

(注記事項)

- (1) 本業務は、平成 21 年度以前から業務の実施を一括して民間事業者へ委託しているため、実施に要した職員数は「—」としている。
- (2) 各年度における民間事業者の実施状況は以下のとおり。

<平成 23 年度>

国際会議の傍聴業務: 27 人日、翻訳業務: 118 人日、国際会議開催業務(通訳): 12 人日

<平成 22 年度>

国際会議の傍聴業務: 48 人日、翻訳業務: 88 人日、国際会議開催業務(通訳): 21 人日

<平成 21 年度>

国際会議の傍聴業務: 43 人日、翻訳業務: 20 人日、国際会議開催業務(通訳): 一人日

(注)

- ・平成 23 年度の国際会議の傍聴業務が同 22 年度、同 21 年度と比較して少ないのは、会議参加回数及び会議あたりの開催日数等の変動による影響を受けているためである（会議参加回数は 1. 注記事項 2(2)参照のこと）。
- ・平成 21 年度の翻訳業務人日が同 22 年度、同 23 年度と比較して少ない理由については、1. 注記事項 2(1)参照のこと）。
- ・国際会議開催業務人日の変動は、各年度における通訳を必要とする国際会議への参加回数の差異による（会議参加回数は 1. 注記事項 2(3)参照のこと）。

3. 従来の実施に要した施設及び設備

本業務は、平成 21 年度以前から業務の実施を一括して民間事業者に委託しており、業務に必要な施設及び設備は民間事業者において準備した。

(1) 施設

民間事業者事務室一角

(2) 設備

電話、FAX、コピー機、パソコン、プリンタ、机、椅子、その他

(注記事項)

- 業務を実施するために必要となる施設及び設備は、受託者において準備する必要がある。

4. 従来の実施における目的の達成の程度

	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
国際会議傍聴業務	6 回	6 回	100%	6 回	7 回	100%	5 回	5 回	100%
翻訳業務	530 頁	69 頁	13%	310 頁	640 頁	100%	400 頁	413 頁	100%
国際会議開催業務	—	—	—	2 回	4 回	100%	2 回	2 回	100%

(注記事項)

- (1) 達成率は、計画した業務が契約通り実施されたことをもって達成としてカウントしている。したがって、達成率 100%のものであっても、実際に要した経費の額が入札企画金額を下回るものが含まれている。
- (2) 平成 21 年度の翻訳業務については、企画の当初、IASB から公表されると考えられていた公表物の公表延期等を受けて、実績が企画を大幅に下回った。

5. 従来の実施方法等

本業務における各項目の実施方法は下記のとおりである。

(1) 国際会議傍聴業務

① 対象となる国際会議

I A S B会議

② 調査の方法

ロンドンで開催される I A S B会議を直接傍聴し、議論の方向性等、その内容の分析を行った。

傍聴に際しては、事前に I A S Bで使用される資料を調査し、また、事前に I A S Bの日本人理事と論点の確認を行った。

なお、平成 22 年度の国際会議傍聴業務については、I A S B会議の他、J I G会議 (Joint International Group on Financial Statement Presentation) の傍聴や、欧州での国際会計基準の導入に関する実地調査を行った。同実地調査は、欧州各国の規制当局、会計基準設定主体、作成者及び監査人等を個別に訪問し、国際会計基準導入に際しての論点等の調査を行った。

③ 調査の報告

国際会議の傍聴の後、遅滞なく報告書を作成の上、金融庁への報告を行った。

(2) 翻訳業務

① 翻訳作業

翻訳すべき対象が公表された際には、遅滞なく翻訳に着手し作業を進めた。

翻訳に際しては、翻訳のための用語集を作成し、統一的な用語を用いるようにした。

② 翻訳物の公表

上記①の翻訳を行った場合には、遅滞なく民間事業者のホームページ等でこれを公表した。

(3) 国際会議の開催業務

① 対象となる国際会議

I A S B主催のラウンドテーブル等

② 開催までの事務

ラウンドテーブル等の会議を開催するに際して、I A S Bが参加するわが国市場関係者を選定するための助言等を行った。

開催前には、IFRS 財団と連携して、会議室の手配、参加者名簿、名札及び資料等の準備を行った。

③ 開催当日

民間事業者自らも参加者として、ラウンドテーブル等の会議に参加し、わが国の意見

を述べるとともに、他の参加者の意見分析等を行った。また、当日会議の円滑な運営のための事務を取り仕切った。